	性様書(機能)_		機能の定義(仕様書たたき台)				選定自治体_機能要件					ベンダ_機能一覧	
材	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
海管理シ 記載	システムに実装すべき機能	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能 (仕様書たたき台) を設定 した考え方・理由を記載								サンブルとして選定したベンダの機能一覧を転記	2.	
登録管理													
L. 定時登録	录·抹消												
1.1.1.	定等登録	月時点での選挙人名簿に登録される資格を有する者(18歳到達者、転入3ヶ	録情報を基に、公職選挙法第21条に規 定された選挙資格を有する者を判断し、	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名簿調製機能・登録基年1、名簿調製日、選挙明日から、住 所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、 必要に応じて手動でも変更が可能であるものとす も ・複数選挙区に対応しているものとする	据定する日において、登録月時点での選挙人名 潮に登録される責格を有する者を一括して登録で きること。	格判定 No.13 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の道 挙における登録は消の更新処理ができるごと。ま た、最新の住民情報より投票区の判定が自動で	No.13 定時 (3か月に1回 (3月、6月、9月、12 3月)) に転入者・年齢到達者の選挙人名簿登録ができること。	抄本作成、帳票作成、統計作成がメインの業務 となると推察	No.1 永久選挙人名簿の管理ができること。 No.2 年齢満18歳以上を対象として、選挙人登録が できること。 No.3	定時登録管理>選挙資格管理 No.3 選挙資格情報の登録・修正・扶消ができること。 「定時登録管理>選挙人登録 No.11 選挙資格の登録されている者を対象に、指定され 上選挙種別の選挙人登録ができること。	JDBA09 名簿管理>選挙人登録 選挙責格の登録をれている者を対象に、指定され た選挙種別の選挙人登録を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調 別の.10 定時登録名簿の調製時は、画面上から登録基 準日、名簿調製日をセットして、実行ボタンを押す だけで調製処理が完了できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調 製 No.12 名簿調製では公職選挙法(以下「公選法」とい う)に募うき、適正に登録、採川ができること。ま た、転出取消や再転入、職権消除といった興動だ 正しく判定できること。	時登録 No.4-1
1.1.2.	定時抹消	月時点での選挙人名簿から抹消すべき		(2) 永久選挙人名簿調製機能 ・登録基準日、名簿調製日、選挙期日から、住 所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、 必要に応じて手動でも変更が可能であるものとす る	指定する日において、選挙人名簿から抹消すべき 者(死亡、国籍喪失、転出後4ヶ月経過等)を 一括して抹消できること。	格判定 No.13	No.14 定時 (3か月に1回 (3月、6月、9月、12 (月)) に転出者・死亡者の選挙人名簿の抹消		3、定時登録処理 3 No.3 3 死亡、国籍喪失、失踪した者、転出後4ヵ月経 過した者、 <u>在外移転登録</u> をした者を対象に名簿 から抹消できるご。 〈ヒアリング結果より〉 住民記録側のシステムにも在外移転登録をした 情報を保有しているが、画面での確認はできな し、		JDBA03 名簿管理>選挙責格抹消 表示者 (消除者) で消除してから4ヶ月経過し た者を対象に、一括抹消を行います。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿調 製 No.12 名簿調製では公職選挙法(以下「公選法」とい う」に基づき、適正に登録、抹消ができること。ま た、転出取消や再転入、職権消除といった異動だ 正しく判定できること。	時登録 No.4-1
. 選挙資格	8管理	1	<u>I</u>			•	1	•		•			
1.2.1.	住記興動情報反映	情報のうち住所異動について、選挙資格 情報に一括で反映できること。 登録者が投票区の区域外に転居した場 会議内容の移替えが自動で行えること。	定された。選挙人名簿の表示および訂正 等を行う。 訂正のうち、住所質動によるデータの更新 については、処理件数を考慮し、自動更 新さする。一方、職権記載・職権修正、 帰化、国籍回復等、職員による目視によ る確認を要するものについては、対象デー ・ タ表示後に手動更新を行うこととする。	住民異動情報を日次で連携している。定時登録 においては、全住民情報を連携し、これを基に選 挙人名簿登録を実施している。	資格に一括で反映できること。	登録者情報から、有権者の責格判定ができるこ と。また、住民興動情報が確認できること。	〈ヒアリング結果より〉 住民記録系システムと共適のDBを参照しており、 常に最新の情報を取りに行っている。		3.定時登録処理 No.7 住所下氏名に変更があった場合、住民記録の情報より自動で名簿の更新かできること。	定時登録管理>名薄照会 No.2 性基システムの住民の転入・転出・死亡等の住民 異動情報は、選挙システムにシステム連携ができ ること。 定時登録管理>選挙資格管理 帰化 No.5 帰化して3ヶ月の判断ができること。		外部連携>住暴興動データ連携>住暴興動データ連携 No.1 住基上の異動データを名簿管理システムに取り込 み、異動状況を管理できること。 取り込み処理におけるエラーを通知し、エラーログに より内容を確認できること。 取り込みを自動運転することができること。	票発行 No.4-20
1.2.2.	補正登録	名簿登録後でも、住墓興動データ連携とは別に、選挙人名簿に登録される資格を 有する者を一括で追加登録できること 該当者の一覧を出力できること。	公職選挙法第26条に暴づき、補正登録 を行う。	§1 名簿調製システム (2) 永久選挙人名海調製機能 -名海未登録者について、自動で名簿番号を付 掛し、補正登録処理ができるものとする	を有する者を一括で追加登録できること。該当者 の一覧を出力できること。	選挙資格を持っていないものを対象に、選挙資格		No.55 必要な個人情報を入力して、選挙人情報に登録 する。 世帯画面に遷移する。		定時登録管理>選挙與格管理 No.3 選挙與格情報の登録・修正・抹消ができること。	JDOA02 名簿管理>選挙資格登録 選挙資格を持っていないものを対象に、選挙資格 情報の登録を行います。 また、更新後に異動権認票を出力します。	選挙資格管理>選挙人名薄情報補正>選挙人名薄情報補正>選挙人名薄情報登録 No.7 任基異動データ連携とは別に、選挙人情報を名 薄管理システムへ登録できること(連携に先行して場化者を登録、或しは補正登録する必要のあ る者を登録する)。	異動>資格登録 No.1-1

機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台)	PRO21-11-4	P13/1-11-11	Phyl. 11 a	選定自治体_機能要件	P	Phys. 44 =	P 127-11-0	1,41	ベンダ_機能一覧	
		設定の考え方・理由 住基異動データ連携とは別に、公職選挙	自治体A 6.1 名簿理製システム	自治体B 選挙人名簿に登録された者で、その登録内容に	自治体C 選挙>選挙人名簿 (定時登録) > 紹会・異動	自治体D <とアリング結果より>	自治体E <選挙人情報管理システム機能一覧>	自治体F <ヒアリング結果より>	自治体G 定時登録管理>選挙資格管理	H社 JDOA03	I社 選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人	J社 選挙(通堂選挙) >選挙資格異動処理
	報などの誤りが判明した者について、管理	法第27条3項に基づき、名簿の記載内	(2)永久選挙人名簿調製機能	変更があった場合は、オンラインで変更を登録でき	No.9	1.2.2.と同様の内容	名簿管理メニュー>名簿定時登録>個人画面		No.3	名簿管理>選挙資格修正	名簿情報訂正	異動>資格訂正
	(修正) できること。該当者の一覧を出 力できること。	容に誤りがあった場合、訂正を行う。	・名簿調製処理毎に住民記録情報と名簿情報 の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるも		住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインより、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。		(更新) No.85		選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。 No.1002	選挙資格情報を持っているものを対象に、選挙資 格情報の修正を行います。	No.8 個人情報などの誤りが判明した者について、住基	No.1-2 通告選挙の姿数ITでもフェス
	7) (5000.		のについて、確認および修正を行うことが可能であ		同じ行政区内で複数の投票区がある場合は地		選挙人の下記の情報の更新を行う。		図学人名簿の修正において、投票区の設定も変		個でデータ修正をできない場合、名簿管理システ	地市選手の具備訂正がてきる。
			るものとする		番により投票区を振り分けできること。		・選挙人情報 (住所・氏名等の個人情報)		更できること。		ムで修正できること。	
			・前回登録者のうちに性別変更者がいる場合、名 簿調製確定前に個別に確認できるものとする		<ヒアリング結果より>		・はがき処理に関する情報 ・異動処理に関する情報					
					削除→再登録ではなく、現在の登録情報を修正		・二重登録処理に関する情報					
			<ヒアリング結果より> 自治体Aでは、住民記録情報の異動情報を日次		する機能である。		・郵便/船員に関する情報 投票状況を表示する。					
			日治やAでは、住民記録情報の異勤情報をロ次 で取得しているだけでなく、名簿調製時においては				以下の各帳票を印刷する。					
			住民記録情報の全情報を取得し、差分チェックを				(帳票) 不在者投票宣誓書 (兼請求書)					
			行いエラーチェックを実施している。				(帳票) 投票所のご案内 (帳票) 無効投票自動訂正結果票					
							(帳票)有権者自動訂正結果票					
							(帳票)請求書(自署用) (帳票)請求書(代理記載用)					
							(帳票)「郵便等による不在者投票」の投票					
							用紙等の請求について (帳票) 選挙権のお知らせ					
							個人情報の変更履歴を表示する。					
1.2.3. 訂正							名簿管理メニュー>名簿定時登録>住所変更 No.100					
							選挙人の住所・郵便番号を変更する。					
							※[個人画面(更新)][個人画面(追加)] 画面で使用					
							國国代於用					
	(A.C. 27.03. 7 - 1.1.33.24. 1.67.66.64.48	住民記録システムと選挙人名簿管理シス	C. A. CONTRACTOR OF THE PARTY O								N W/+# C+BEL~ D+# C+BEL~	
	(仕氏記録システムと選挙人名溥官理 システムが別システムの場合)	住民記録システムと選挙人名溥官埋シス テムが別システムの場合、住民記録システ									外部連携>住基異動データ連携>住基異動デー タ連携	
	定時登録、定時抹消、住民異動情報及	ひからの連携データと選挙人名簿管理シ	・名簿調製処理毎に住民記録情報と名簿情報								No.1	
	映において、自動更新されずエラーが発生 したものについて、一覧を表示できること。	ミステムのデータの突合において、データ不 整合により自動更新ができない場合が想	の整合性チェックを行い、論理的にエラーがあるも のについて、確認および修正を行うことが可能であ								住基上の異動データを名簿管理システムに取り込 み、異動状況を管理できること。	1
	また、各エラー対象者について管理(修	定されるため、画面上でエラー内容の確									取り込み処理におけるエラーを通知し、エラーログに	
	正) ができること。	認及び修正が行える必要があると判断し									より内容を確認できること。 取り込みを自動運転することができること。	
		/co									AXリングで日野選長9 ることが Cさること。	
		住基異動データ連携とは別に、公職選挙		選挙人名簿に登録された者で、その登録を抹消		i 業務機能要件書>定時登録		<ヒアリング結果より>	定時登録管理>選挙資格管理		選挙資格管理>選挙人名簿情報補正>選挙人	
	などの理由でその登録を抹消すべき者を 管理 (削除) できること。	法第28条 3 項に基づき、名簿記載すべ きでなかった者の抹消を行う。	(2) 永久選挙人名簿調製機能 ・新住基から住民異動情報を取得し、随時抹消	すべき者を抹消できること。該当者の一覧を出力	格判定 No.9	No.16 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条		削除機能は搭載されているが、一覧を出力するこ	No.3 選挙資格情報の登録・修正・抹消ができること。		名簿情報抹消 No.0	異動>資格抹消 No.1-3
	該当者の一覧を出力できること。	さくながりに自の休用を打り。	・ 和任益がつ任氏異動所報を取得し、随時採用 処理および関係帳票の出力ができるものとする	※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の	住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインよ	件として、死亡基準日及び転出基準日を設定で		る。	選手具作情報の豆跡・修正・抹冶がくさること。		No.9 名簿管理システムに登録された者のうち、誤載な	
				場合はSE対応とする	り、資格の登録・抹消の操作が容易にできること。						どの理由で管理する必要のなくなった者を抹消でき	100 TF (100 MF (100 MF)
				国外転出者の在外選挙人にかかる出国時申請	●同じ行政区内で複数の投票区がある場合は地番により投票区を振り分けできること。	選挙人異動>抹消者一覧					<u>ه د د د</u>	選挙(通常選挙) >登録処理>登録 票発行
				に基づき、対象者の抹消ができること。	No.14	No.88					選挙資格管理>選挙人名簿登録>名簿抹消	
					「誤載」による抹消者リストが作成できること。 ●死亡、転出の他に「誤載」の区分が必要	抹消者(転出者、死亡者)を一覧画面で確認で きること。また、表示項目として、氏名、住民コー					No.13 公選法に基づき、適正に名簿抹消できること。	定時登録・選挙時登録処理時には、各 じて以下の帳票が出力できる。
1.2.4. 抹消					誤載による抹消者は告示する必要があるため、	ド、生年月日、性別、住民区分、登録、表示						抹消予定者名簿 ※国
					転出、抹消とは別にこの区分が必要である。 No.15	日、表示削除日及び抹消日が確認できること。 No.89					選挙資格管理>選挙人抹消一覧>抹消者一覧 の作成	ルの登録のみ作成
					NO.13 抹消者リスト、登録者リストなどは、投票区ごとに						No.22	
						ズ 死亡者表示、転出者表示又はその他表示を選					抹消した選挙人の一覧を作成できること。	
					別、計)	択できること。また、抹消日の開始日及び終了日 を選択できること。						
	新成人を抽出し、宛名ラベルの出力がで きること。	新成人を対象に選挙の勧奨通知を送付する団体が多く存在するため、抽出及び		定時登録時に、17歳で次の登録月の前月の末 日までに18歳になるものを管理し、一括で登録が		所 業務機能要件書>定時登録 No.18	選挙事務>選挙業務>新成人者啓発業務 選挙啓発用新成人者リスト作成処理の実行	3.定時登録処理 No 2	<とアリング結果より> 一覧出力、ラベル印刷が可能。滑川町において	JDBA01 名簿管理>選挙資格新規登録		選挙(通常選挙) >登録処理>登録 票発行
	e sees	宛名ラベルの作成が必要と判断した。	A PERSON AND A PERSON CO.S.	できること。また、対象者の抽出ができること。市販	No.12	「投票区別 新規登録者数集計表(18歳)」が	No.8	選挙権年齢到達、転入3カ月要件を満たす者を		新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者		No.4-13
				の宛名ラベルに対象者の住所、氏名等が出力可 能なこと。	新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者 を対象に、一括登録できること。本処理後に新規		新成人者向啓発封書を送付するため、処理月に 満20歳となる新成人者を対象とし選管用成人			を対象に、一括登録を行います。		定時登録・選挙時登録処理時には、 じて以下の帳票が出力できる。
				※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の			周2 U成となる利成人名を対象とU返自用成人 者名簿と送付ワッペンを作成する。	4.定時登録(帳票)				17才者名簿 ※定時登録のみ
		1	1	場合はSE対応とする	,		また、送付ワッペン出力内容に外字・桁あふれが	No.10				
					ı	1	存在する場合は、外字リストを作成する。	年齢要件到達による新規登録者を対象に、 <u>お知</u> らせハガキを出力できること。				選挙(通常選挙) >登録処理>登録 票発行
								The second of th	1	1		
												No.4-16
1.2.6. 新成人に対する通知作成	दे							<ヒアリング結果より> 宝時受益のタイン・バア在4回に加え、深挙特受				定時登録・選挙時登録処理時には、名
1.2.6. 新成人に対する通知作成	à							<ヒアリング結果より> 定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登録にも出力している。				定時登録・選挙時登録処理時には、各 じて以下の帳票が出力できる。
1.2.6. 新成人に対する通知作成	ż							定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登				定時登録・選挙時登録処理時には、名 じて以下の帳票が出力できる。
1.2.6. 新成人に対する通知作成	ž							定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登				定時登録・選挙時登録処理時には、各 じて以下の帳票が出力できる。 17才者宛名シール ※定 み作成
1.2.6. 新成人に対する通知作成	ž							定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登				定時登録・選挙時登録処理時には、各 して以下の帳票が出力できる。 17才者宛名シール ※定 み作成 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理 票発行
1.2.6. 新成人に対する通知作成	ž.							定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登				定時登録・選挙時登録処理時には、各 して以下の帳票が出力できる。 17才者宛名シール ※定 み作成 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処 乗発行 No.4-12
1.2.6. 新成人に対する通知作成	è							定時登録のタイミングで年4回に加え、選挙時登				定時登録・選挙時登録処理時には、名 じて以下の帳票が出力できる。 17才者宛名シール ※定 み作成 選挙(通常選挙) > 登録処理 > 登録 → 登録

【对比表】標準	仕様書(機能)_	選挙人名溥管埋											
模	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体_機能要件	自治体E	自治体F	自治体G	H社	ベンダ_機能一覧	J社
		住民番号が同一の再転入者について、				超挙>選挙人名簿(定時登録)>登録者の資		田石体L 選挙事務>選挙業務>二重登録者チェック業務		日泊体G <とアリング結果より>	H任	I社 選米 夕第の登録、選米 夕第登録、夕第の	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳
1.2.7.	再転入者管理	表示登録者に該当する場合、表示の消除ができること。	民記録システム側で再転入になりうる対象者について確認を行う機能を有し、同一番号が付番されることから、"住民番号(は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者"を抽出する機能は	(2) 永久選挙人名海調製機能 ・再転入者の二重登録を防止するため、同姓同 名で同一の生年月日の者がいる場合、名簿調製 確定前に確認用の一覧が作成され、登録の可否 を確認できるものとする ・再転入による者について、表示の消除が可能で	よる突合を行い) し、管理できること。 再転入し、表示登録対象者に該当するものを抽 出し、管理できること。 ※再転入届出後、3ケ月未満の者は4か月経過 抹消までは奪出の表示のまま資格ありとする。	格判定 No.16 同一リストは投票区ごとに改ページせず、出力枚	1.2.2 と同様の内容	二重登録者チェックリスト作成処理の実行 No.2	No.5 転出後1ヶ月以内の再転入者で3ヶ月経過後の表示者については新規登録ではなく表示の取消ができること。	コードを元のものを振るか、新しく振るかで、対応方法は変わる。同じたのであれば、自動的な処理を 行う。別のコードの場合は、システム上は別人物となるため、自動的な処理はしないが、別途手動で チェックして補正するような適用となる。 滑川町においては、基本的には実施していない		表示の消除 No.15 公選法に基づき、適正に表示の消除ができること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>同一人 物志支給候補者の把握 No.20 名簿登録处理前に住民番号が異なる同一人物 と思われる者を把握することが可能であること。	票発行 No.4-26
	在外移転登録		1.1.2の定時抹消において在外移転登 録者の抹消を行うため、在外登録をおこ なった者の随時登録を行える機能を追加 する必要と判断した。										
1.3. 失権者管	SIR .												
1.3.1.		法11条1項、11条の2、252条、政治 資金規正法28条の規定により選挙権を 失力者について、名簿登録所・登録後 にかからず、氏名、生年月日、住所、 本籍、事由、登録日を管理(登録・修 正・削除)できること。	権を失った者を登録する。 名簿登録前・登録後の制約を設ける必要はないと判断し、どちらの登録も可能と する。 刑名、復権予定日については、選挙人名 簿管理システムにおいては機微情報であ	(7) 公職選挙法第11条に該当する者(失権者)の管理機能 <u>選挙人名簿の管理機能</u> <u>選挙人名簿の管録の有無および住民登録の消除の如何にかかわらず</u> 失権者の氏名、性別、生年月日、住所、本籍、失権期間を管理できるも	<u>ことで、均値期間も含めた失権となる期間を登録できること。</u> 西暦、和暦両方で入力ができること。	選挙>選挙人名簿(定時登録)>照会・異動 No.8 金製選挙法第11条対象者及び公民権停止 者の登録ができること。また、更新後に異動確認 素を出力できること。 No.10 付越情報(失権情報・選挙人名簿登録証明書 発行情報・郵便投票証明書発行情報)の管理 ができること。 くとアリンが結果より> 異動権認票を確認し、市から転出している有権 者について、転出先に適知を送付する。また保管 も行うている。保管期間は永年としている。 異動権認票は異動一覧表である。	No.8 失権者の登録ができること。 No.9 法 1 4 楽週用該当者を登録後に画面で開会で きること。		法11条適用該当者等を対象に、失権者として	者の登録・修正ができること。 (要望) 定時登録管理>11条該当者管理		選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者管理>失権者管理> No.80 11条該当者の事由、11条該当登録日、復権予 定日を管理できること。 No.81 <u>被数期の管理ができること。</u> No.82 選挙人名簿の登録要件を満たす前に失権者管理、登録し着は、選挙人名簿の登録要件を満たす的に失権者 にたあたむ登載させない扱いとする設定ができる。 と名簿手登載設定による制御)。	
1.3.2.	失権者等の管理	ついて有無、有の場合の表示方法(見	針であるが、現段階では、任意に選択可	(7) 公職選挙法第11条に該当する者(失	名簿登録後に、法11条1項、11条の2、252 条、政治資金規正法28条の規定により選挙権を 失った。若し仕本市より転出した場合に、その目 を名簿に表示できること。 ※既決犯罪通知書に記載された日付けを入力す る。 名簿抄本の作成時に、印字の有無を選択できる こと。 ※以前住民票があった者で、失権者に該当する ケースを想定。 ※名簿に表示されない対応でも可とする。		業務機能要件書>11条該当者管理 No.10 法11条適用該当者は、選挙人名簿に印刷あ り又は印字なし(空白)にするかを選択できること。 No.11 入場房は発行不要分(法11条適用該当者な ど)について、印刷しないことを選択できること。		12.失権者管理 No.3 失権者は、入場整理券の発行対象外として扱われること。	選挙人名簿>選挙人名簿 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべきでないと判 断する登載者(DV、11条該当)もしくは項目を 非表示にして印刷できること。			
1.3.3.			業務の標準化、帳票の標準化の観点から、令1条3適知をシステム出力することとする。	§1 名薄調製システム (7) 公職選挙法第11条に該当する者(失権者)の管理機能 ・失権者とし登録している者が他市区町村に転出した場合、公職選挙法施行令第1条にもとづ (通知を出力できるものとする ・本籍地市区町村るてに削削終了権認の網会 文書および回答用文書を出力できるものとする	該当者のメモ欄に記載された内容を一覧に表示	令1条の3通知の出力機能はないため、ワードで	<とアリング結果より> システムに機能は搭載されていない。		12.失権者管理 No.8 失権者7転出した場合に、転出先市区町村宛に 失権者異動通知を出力できること。 No.9 失権者異動通知の発送者一覧を出力できること。	(要望) 定時登録管理>選挙資格管理 成年 被後見人 No,1 生権者に係る創住所他への適知文書の 印刷がで きること。失権者には、国籍喪失・死亡となった者 を全て含むこと。 <レアリング結果より> 関連する機能としては、失権者が転出した場合に は、転出先に通知を出す機能はある。 最初の調達仕様書において記載したが、前住所 地への適知はペンチと協議し必要ないとの判断に 至った。		選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者買製 通知(令1条)出力 No.86 失権者が転出権定した際、転出先市区町村へ 通知を出力できること。	

3/14

選挙人名簿管理

		機能の定義(仕様書たたき台)				選定自治体_機能要件					ベンダ_機能一覧	
機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
1.3.4 失権者一覧作成	メモ欄に記載された内容を一覧に表示で きること。	一覧の出力が必要と判断した。但し、ワーキングの検討において、画面表示のみでの 対応可高について、確認を行い、要件変 更となる可能性がある。	(7) 公職選挙法第11条に該当する者(失	通知を出力できること。 該当者のメモ側に記載された内容を一覧に表示 できること。		選挙人異勤>失権者一覧 No.92 大機者を一覧画面で確認できること。また、表示 項目として、氏名、住民コード、生年月日、性 別、住民区分、登録、表示日、表示別除日及び 転出時適知日が確認できること。 No.93 失権者一覧の級の込み条件として、通常表示、 定に者表示又は転出者表示を選択できること。		12.失権者管理 No.5 失権者 覧表を出力できること。 No.7 失権者を対象に、住記異動の一覧を出力できる こと。	帳票あり。		選挙人名簿の登録>失権者管理>失権者一覧表示、出力 No.83 11条該当者を画面上に一覧表示、また一覧表 を出力できること。出力の際は、プリンタ、CSVアイルを選択できること。 No.84 11条該当者を画面上に一覧表示する際は、登録日、復権予定日、かた名で表示のツートができること。 話出後40月を経過している者は登録日間を黄色表示し、復権予定日を経過している者は復権 予定日間を赤色表示して、確認が必要な者を判別したすいよう表示できること。	>随時帳票発行 (通常選挙) No.3-12 期間指定で以下の各種帳票が出力できる。 11条異動者一覧 (11条返当中で仕基異動が発生した。 覧を作成できる。) 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理 票発行 No.4-22
復權処理	失権者の復権処理を行えること。 復権者の一覧を出力できること。	要と判断した。	(7) 公職選挙法第11条に該当する者(失					12.失権者管理 No.4 失権者の復権処理ができること。			選挙人名簿の登録>失権者管理>復権管理 No.85 No.85 新規登録の際、11条復権予定日を名簿管理システムが自動で計算できること。 また、この復権予定日を過ぎてら自動で失権情報 を削除しないと、これにより原因せずに復権が行 われないよう対応できていること。	

刈儿衣/保	準仕様書(機能)_	进宇人石海官理	WW (11 W - 1 1 + 1)				選定自治体 機能要件					ベンダ 機能一覧	
	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	バンソ_IXXII 見 I社	J社
1.4. 名簿抄	炒本作成												
1.4.1.		こと。 名簿抄本は、ソート条件(投票区順・行 政区順・町丁名順・世帯主氏名の五十	であるが、ソート条件については、利用団	(2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿登録時の改ページ条件、ソート条件が設定		(模型を)		、定時登録処理の選挙人名簿対象者確定処理(で作成された選挙人名簿情報より、選挙人名簿 抄本を作成する。		定時登録管理>名薄抄本作成 No.12 選挙人を対象に、選挙人名薄抄本の出力ができること。 (要望)定時登録管理>名薄抄本作成 No.1003 男女別の選挙人名薄抄本の印刷もできること。 (と別の選挙人名薄抄本の印刷もできること。 と別の選挙人名薄抄本の印刷もできること。 と別の選挙人名薄抄本の印刷もできること。 と別の関係に使用する可能性はある。 抄本印刷時に氏名・性別での並び替えが可能である。 男女別沙本を作成する場合は性別で並び替え、 出力する運用を想定している。	ます。	名簿抄本の作成	選挙(通常選挙) > 登録処理> 帳票発行処理 >永久選挙人名薄作成 No.4-33 選挙資格情報より永久選挙人名薄を出力でき る。
1.4.2.	名簿抄本作成			(6) DV等被害者管理機能	DV対象者の表示/非表示について選択できること。	〈ヒアリング結果より〉 通常の名簿には特別の措置無し 閲覧用の名簿については白枠で出力	<とアリング結果より> 空棚で出力される。	⑥ 選挙人抄本 集計乗を作成する。大量である ことから、一度確認用して作成し、確認したのち 本プリントとする。 ⑦ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エ ラーリストを作成する。 〈ヒアリング結果より〉 特配事項等なし(当日用) 記載を除いている(定時登録時)	4.定時登録(帳票) No.4	選挙人名簿>選挙人名簿 No.1026 選挙人名簿について、閲覧に供すべきでないと判断する登載者(DV.11条談当)もしくは項目 非表示にして印刷できること。		選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>DV表示 示 No.28 DV裁当者について、閲覧用の選挙人名簿抄本 つま表示の設定ができること。 その場合は抜当行を「空日行にする」、[氏名側に [該当者な」」を表示]、[行語の]のパターンから選択できること。	
1.4.5.			公職選挙法第28条の2、3に基づき、問覧業務を行うため、問覧対象者の名 薄沙水を作成する。 関覧事ンステムも存在するが、選挙人名 薄管理システム側においても間易な関覧 用データの出力が必要と判断した。	くとアリング結果より〉 自治体Aでは閲覧システムで対応している。	酸類用のデータの範囲(投票区-町名-町目)を 指定して、電子データ(PDF)を抽出できること。	を選挙ン選挙人名簿(定時登録)>有権者の資格判定 No.19 選挙人名簿抄本がページ単位でPC画面で問覧でき、かつ失権者等の反映も随時にできること。 (例、ファイル形式はPDFで投票区でたに ファイル・プ当たり1画面に表示、失権者 DV支援措置対象者の行の表示・非表示は適宜切り替え可等)		選挙事務ン選挙業務>定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付置入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、縦覧用書 面、集計変を作成する。 ② 通挙表示の対象者を投票区及び年齢別に 對を行い集計表を作成する。 ③ 近季表示の対象者を投票区及び年齢別に 対を行い集計表を作成する。 ③ 通挙表示の対象者を投票区及び年齢別に する。 ③ 通挙人が本・集計表を作成する。大量である たから、一度確認用として作成し、確認したのち 本プリントとする。 ② 選挙制連項目でエラーがある者を抽出し、エ ラーリストを作成する。	E	くとアリング結果より> 関覧用は紙出力している。		DICCOLL.	
1.4.6.		改ページについて任意の設定(投票区、 行政区、町目等)ができること。	改ページについて、利用団体毎に差異が あるため、任意の設定ができる方針とす る。	<とアリング結果より> 印刷順序は住記番号、世帯番号の順に設定して いる。 改ページは複数項目の設定が可能である。	町目が変わる度に改ページされること。(残りの行 は余白とする。) ベレアリング結果より〉 投票区一町コードで改ページを実施	「<とアリング結果より> 投票区ごと、行政区ごとに地番順で出力している。	<ヒアリング結果より> 行政区ごとに改ページされる。	〈ヒアリング結果より〉 字名で改ページ	<ナツルグ結果より> 投票区コードでまとめたうえで、行政区のカナ順で 出力している。	<にアリング結果より> 投票区の区切りで行うが、この他、抄本のソート に応じて改ページが可能、住所の大字とか行政に (町内会) が選択できる。	ſſ Z		
1.4.7.	新規登録者、抹消者名章 等出力	で出力できること。 名簿抄本は、1.4.1で設定した順にソートされること。	選挙人名薄沙本のうち、新規登録者、 抹消者についてのみを確認するため、該 当者を抽出した一覧を出力する。 出力レイアウト、出力順、ソート順は名簿 抄本の設定と同様の方針とする。		新規登録者・抹消者の名薄抄本が一括で出力 できること。 名薄抄本は、投票区別・町丁名・世帯主氏名の 五十音の順にソートされていること。		帳票券)	選挙事務、選挙業務。定時登録業務 定時登録帳票作成処理の実行 No.12 選挙人名薄情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付備入力データのチェック結果リストを作成する。 ② 体消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集 計表を作成する。 ③ 一回改当者となるものを抽出し、疑覧用書 面 集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に写 計を行い集計表を作成する。 ⑤ DV等支援措置に関する対象者リストを作成 する。 ⑥ 選挙人抄本・集計表を作成する。大量である とだり、一度確認用して作成し、確認したのち 本プリントとする。 ② 選挙問連項目でエラーがある者を抽出し、エ ラーリストを作成する。 《とアリノが結果より》「強制付番入力テータとは新規登録者全員に事 施するものではない。選挙時登録の有無を確認す るためのテータである。	No.3 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。	規登録者名簿の出力ができること。	新規登録者名簿の出力を行います。 JDBA04 名簿世子扶消者名簿出力 一括妹連为を行い、在を対象に、扶消者名簿の世力を行います。 「近	一覧の作成 No.21 新規に登録した選挙人の一覧を作成できること。	選挙(適常選挙) >登録処理>登録処理>帳 票発行 No.4-7 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 抹消者名簿・抹消告示者名簿 No.4-10 正時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿(縦覧用)

5/14 選挙人名簿管理

対比表】標	準仕様書(機能)_	選挙人名簿管理					選定自治体 機能要件					ベンダ 機能一覧	
	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
1.5. 統計第	Eit eit		•										
1.5.1.		計(選挙登録者異動増減表、選挙登録者集計表等)が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 【標準オプラン想定(指定都市)】 指定都市においては、異動増減表につい て、区間転居集計を含むこと。	公職選挙法施行令第22条1項に暴了 き、各種数値を報告するため集計を作成 する。	(帳票一覧に存在)	投票区別。町別登録者数の男女別集計(選挙登録者集計表等)が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。		業務機能要件書〉定時登録 No.20 「登録者数調べ」が出力できること。 No.21 「登録者数調べ異動者明細」が出力できること。 No.22 「登録者数年齢別集計表」が出力できること。 No.25 「記録区・地区別登録者数集計表」が出力できること。	成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者/スト集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、採覧用書面、集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に算計を行い集計表を作成する。	投票区別抹清者数の集計ができること。 No.8 前回選挙(又は定時登録)と今回登録者数略 比較、投票区別の選挙人名薄登録者間減ま を出力できること。 No.11 集計表では選挙区毎の小計が出力できること。 No.12 年齢毎の抹消者(転出、死亡、在外移転)の 集計表を出力できること。 12.失権者管理 No.6 失権者の投票区別集計表を出力できること。		JDBA22 名湾管理シ登録者統計集計 選挙人を対象に、登録者統計の集計を行います。 JDBA23 名湾管理>事由別新規登録者統計集計 選挙人を対象に新規登録者の集計を行います。 JDBA34 名湾管理→事由別抹消者統計集計 選挙人を対象に抹消者数の集計を行います。	投票区別、年齢別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>町丁別登録者 数集計	票発行 No.4-11 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に成 で以下の帳票が出力できる。 選挙人名簿登録者数リスト 選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳 票発行 No.4-21
16 1911	n Im												
1.6.1.	例月抹消処理	例月抹消処理を実施できること。 処理結果をリストとして出力できること。	住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第28条に基録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。例月処理の実施状況については、団体により異なるが、従来実施している団体の開変更は必要ないでと、また3ヶ月毎の定時末消のかでは処理数が膨大となる団体も存在するため、当該機能が必須と判断した。	月次抹消処理を実施している。	例月抹消処理を実施できるごと。 処理結果をリストとして出力できること。	選挙ン選挙人名簿(定時登録)>登録者の資格判定 No.13 20歳到達、転入3ヶ月、死亡、転出4ヶ月等の3 挙における登録技術の更新処理ができること。また、最新の住民情報より投票区の判定が自動でできること。また、月次での扶消判定もできること。	を (ヒアリング結果より> 月例抹消は実施なし	選挙事務>選挙業務>例月処理業務 選挙人名薄対象者確定処理の実行 No.5 取得した住起情報を元に、以下の処理を行い、 選挙人名薄対象者を確定して選挙人名薄情報 を作成する。 ①選挙人の転出 (抹消要件 (4 h月))等に (7) 選挙等登録送当名して転入 (登録要件 (3) 選挙等登録送当名して転入 (登録要件 (3) 選挙等登録送当名して転入 (登録要件 (3) 2) か 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2		< と アリング結果より> 随時に近い形態で月次抹消を行っている。		選挙人名簿の登録>名簿更新処理>定時登録名簿に対する抹消 No.59 定時登録名簿調製処理以降、月単位など任意に期間を指定して抹消処理ができること。また端正登録となる。、抹消拠止となる者、転便再到当亡なる名者、転便再到当亡なる名者、転便再到当亡なる名が、成功である。本便再到当亡なる名者、成用、政治省の大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	

比表]標準	準仕様書(機能)_	選挙人名簿管理					28中立公仆 機能無應					A" > A" +000 AD INC	
	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体_機能要件 自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	ベンダ_機能一覧 I社	1社
選挙時登録管	理		•			•	•	•	•	•			
2.1. 選挙時	登録·抹消												
2.1.1.	選挙時登録	指定し、登録基準日時点での選挙人名 簿に登録される資格を有する者(18歳	またされた選挙資格を有する者を判断し、 登録を行う。		選挙人名簿に登録される資格を有する者を一括	No.25 選挙人名薄情報の確認が行なえ、選挙資格 (登録者、有権者) 及び、選挙情報の確認が きること。	No.29 選挙時に転入・年齢到達の選挙人名簿登録が できること。また、複数の同時選挙に対応できるこ でと。 No.32 里 有権者に対する投票区の設定が、住所(番地)が U町会(行政区)の範囲で住民票情報から自 動判定し設定できること。	 推察 ⟨ヒアリング結果より⟩ 他団体と同様、定時登録・選挙時登録を実施で ↓いる。 	No.1 選挙時登録の処理要件を登録できること。処理 要件は、基準日、公示日(告示日)、選挙日 入力することで転出期限、転入期限等の要件を 自動で設定できること。	点)の情報を照会できること。 選挙時登録管理>移行データセット No.1021 責格移行する場合のデータセットができること。 ※「責格移行する場合のデータセットができること。 ※「責格移行する場合のデータセット」とは、住基 情報システムより選挙時登録者の名簿を作成すること。 選挙時登録管理>当初移行データ吸い上げ No.1022 当初移行時の全件吸い上げができること。	JDBA09 名簿管理・選挙人登録 3選挙資格の登録されている者を対象に、指定され た選挙維別の選挙人登録を行います。 JDBA01 名簿管理・選挙資格新規登録 新成人、転入者等で選挙権が新たに発生する者 を対象に、一括登録を行います。	製 No.11 選挙時登録名簿の調製時は、画面上から選挙 名称、登録基準日、名簿調製日、投票日をセッ して、実行ポタンを押すたけで調製処理が完了 できること。	No.4-3 都道府県レベルの選挙登録ができる。 No.4-4 市区町村レベルの選挙登録ができる。
2.1.2.	選挙時抹消	指定し、登録基準日時点での選挙人名 簿から抹消すべき者(死亡、国籍喪失、 転出後4ヶ月経過、職権消除、在外移		(2) 永久選挙人名薄調製機能 ・登録基準日、名簿調製日、選挙期日から、住 所要件、年齢要件、抹消要件が自動計算され、 必要に応じて手動でも変更が可能であるものとす	抽出対象期間(異動日、届出日)を指定し、 選挙よる薄か技済すぐ者者(異動等) 由が充 に、国籍喪失、転出後49月経動等)を一括し て味消できること。また、対象者を抽出できること。	No.36	No.30 選挙時に転出者・死亡者の選挙人名簿の抹消 選 ができること。		死亡、国籍喪失、失踪した者、転出後4ヵ月経	選挙時登録管理>表示消除・抹消処理 No.1024 転出者の4の月抹消、表示消除年月日を設定さ れている場合の表示、消除の日次更新ができるこ と。		選挙人名簿の登録>選挙人名簿登録>名簿訓 製 No.12 名簿調製では公職選挙法(以下「公選法」という)に基づき、適正に登録。抹消所できること。また、転出取引中朝弘、職権消除といった異動が正しく判定できること。 選挙責格管理>選挙人抹消一覧>抹消者一覧>作成 No.22 抹消した選挙人の一覧を作成できること。	,
2.1.3.	住民関動データ更新	日) における住民異動者のデータを自動		(2)永久選挙人名簿調製機能	選挙期間中(吸上が日から選挙期日前日)に おける住民乗動者のデータを作成し、毎日出力で きること。異動者データは投票管理システムに対応 していること。	No.26	帳票おり 〈ヒアリング結果より〉 目住民記録系システルと共通のDBを参照しており、常に最新の情報を取りに行っている。	選挙事務〉選挙業務〉選挙時データ現在日業務 選挙人異動情報フィル作成処理の実行 No.22 住記システムの異動情報から選挙人情報管理システムへ連携する異から選挙人情報管理システムの異動情報から選挙人情報管理システムへ連携する異数データ更新 No.42 選挙事務システムから自動配信される住民記録異動デークを最低、選挙人名海定更新する。 (通常 新は夜間 (早朝) に自動実行される) ※当部上アー外市成 No.42 選挙事務システムから自動配信される住民記録異動データを基に、選挙人名海定更新する。 (領票) 不在者投票技取下 覧表 (帳票) 異動作数集計表 (帳票) 選挙人名海異動データチェックリスト (帳票) 選挙人名海異動データカになる (帳票) 選挙人名海異動データカになる (帳票) 選挙人名海異動データカになる (帳票) 選挙人名海異動データチェックリスト (任意) 要挙人名海異動データチェックリスト (任意) 要挙人名海異動データテェックリスト (任意) 選挙人名海異動データチェックリスト (任意) 選挙人名海異動データチェックリスト (任意) 要求を使用を持ちた。 (任意) 選挙人名海異動データチェックリスト (任意) 要求を使用を持ちた。 (任意) 表示を使用を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を表示を使用を使用を使用を表示を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	No.7 住所や氏名に変更があった場合、住民記録の情報とり目動で名簿の更新ができること。 6.選挙時登録(帳票) No.18 選挙人を対象に、住記異動の一覧表を出力できること。	選挙時登録管理>整分移行デーが吸い上げ No.1023 整分用期間指定吸い上げができること。	JDBA16 名湾管理・異動者一覧出力 選挙人で住記異動が発生した者を対象に、異動 者一覧の出力を行います。	選挙人名簿の登録〉選挙人名簿登録〉選挙 登録名簿に対する基準日時点での抹消分の反 快 No.65 選挙時登録処理以降、登録基準日までの明問 中の住基の異動を反映し、代工や週刊異動によ る加除を反映)、登録基準日時点での名簿は 最新の状態となっていること。	No.4-12 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応

[为][[]]	华怔惊音 (機)	能)_選挙人名簿管理					深宁白海片 燃料两件					からが 機能 壁	
	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体_機能要件 自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	ベンダ_機能一覧 I社	J社
2.2. 選挙	資格管理) 住民記録システムより連携された住民記 : 録情報を基に、公職選挙法第27条に規 定された、選挙人名簿の表示および訂正									選挙人名簿の登録>名簿更新処理>選挙時登録名簿に対する凍結日以降の転居者の扱い No.66	
	住記與動情報反	登録者が投票区の区域外に転居した場合、登録内容の移動スが自動で行えること。 転出者の表示登録が行えること。 転出者の表示登録が行えること。 該当者の一覧を出力できること。										実務上の名簿凍結日以降、転居者については投票区の移替えを行わない仕組みをシステム上で備えること。	
		【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市において、区間興動ルと場合、 登録が容の移替えが自動で行えること。											
2.2.1.	. 補正登録	名薄登録後でも、住墓実動デーク連携 は別に、選挙人名蘭・配登録之れる資格 有する者(職権記載、職権修正、帰 化、国籍回復等)を一括で追加登録で さること 該当者の一覧を出力できること。	公職選挙法第26条に基づき、補正登録 を行う。	§1 名簿調製システム (2)永久遊学人名簿調製機能 ・名簿未登録者について、自動で名簿番号を付 番し、補正登録処理ができるものとする	を有する者を追加で登録できること。該当者の一 覧を出力できること。	No.27 住民情報の誤記が発覚した場合に、オンラインよ	No.80 選挙人情報の登録ができること。	(とアリング結果よりン 選挙人情報管理システムから新規の名簿登録が 可能である。	11.異動 No.1 補正登録を行うことができること。 No.3 名薄、異動処理を行った場合、続けて異動内容 の確認帳票を出力できること。 〈とアリング結果より〉 確認用帳票は念のため保管を行っている。次回 同一種別の選挙まで保管している。	選挙人名薄異動間連>入力 No.1028 住墓運動がされない場合用の画面入力ができる こと。 (転入・職権記載、転出・職権消除、死亡・国 自意失、転出取消・回復、訂正・転居、転入 適知受理等)		名海情報登録 No.7 住墓異動データ連携とは別に、選挙人情報を名 海管理システムへ登録できること(連携 <u>た光行して</u> で <u>限化者を登</u> 線する。 選挙人名爾の登録・名浦更新処理シ選挙時登録名海に対する状界 No.62 選挙的会談名・海側製処理以降、日々、採消となる者の採消処理がとること、主権正登録となる者 選挙時登録名海側製処理以降、日々、採消となる者の採消処理がとること、主権正登録となる者 成事時間が出したる名。表面再割り当てたる。 一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、 一個では、一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個では、 一個であることで、 一個であるための情報をは、 一個の日で自己のよりから、いつまで(〇 日〇日で〇月〇日)のみセットすることで、即の込みが高かの仕墓異動かのなかから対象者を自動で 地世できることで、即の込みがあるは、 一個に、 一個に、	
2.2.2.	SIE		住基異動データ連携とは別に、公職選挙 法第27条3項に基づき、名簿の記載内 容に誤りがあった場合、訂正を行う。	(2)永久選挙人名簿調製機能	※一覧出力はバッチ処理を想定、EUCで運用の		No.81 選挙人情報の修正ができること。 No.83 音線及び修正時に、投票区、投票場所、選挙相 有無、登録有無、登録日、技須日、表示日、表 元明能日、転出時通知日及び仮登録日が更新 <u>できること。</u> No.84 選挙人情報の修正時に、未登録の選挙人を選	〈ヒアリング結果より〉 選挙人情報管理システムから名簿の訂正、抹消 が可能である。	<ビアリング結果より> 本機能は搭載されている。	選挙人名薄異動関連>入力 No.1028 任基連動がれない場合用の画面入力ができる こと。 (転入・職権記載、転出・職権消除、死亡・国 精喪失、転出取消・回復、訂正・転居、転入 連知受理等)		No.64 総出後、共消を反映する際は(補正登録、抹料 取消し、転居再割り当ても同様)。画面上に表 示された対象者一覧から、対象者を一括または 個人之に選択して処理できること。 選挙責格管理>選挙人名溥倩報補正>選挙人 名溥倩報訂。 No.8 個人精験などの無りが判明した者について、住基 側でデータ修正をできない場合、名簿管理システ ムで修正できること。	選挙(通常選挙) >選挙資格異動処理>資格 異動>資格訂正 No.1-2
		ジステムが別システムの場合)選挙時登 選挙時末消、住民貿動情報反映に おいて、自動更新されずエラーが発生に、 ものについて、一覧を表示できること。 また、各エラー対象者について管理(更 新)ができること。	住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合、住民記録システムの場合、住民記録システムからの連携デー・父選挙人名簿管理システムのデータの突合において、データ不整合により目動更新ができない場合が想定されるため、画面上でエラー内容の確認及び修正が行える必要があると判断した。				択するとエラー表示されること。						
2.2.3.	. 抹消		住墓異動データ連携とは別に、公職選挙 法策28条3項に駆うさ、名簿記載すべ きでなかった者の抹消を行う。	(2)永久選挙人名簿調製機能・名簿の登録・抹消・投票区など強制修正が可能	※一覧出力はパッチ処理を想定、EUCで運用の場合はSE対応とする	動 No.27	No.25 「抹消者一覧表」が出力できること。また、出力条 作として、死亡基準日及び転出基準日を設定で きること。 No.31 選挙時に登録移転申請解除者の更新かできること。 選挙人異動 No.85 選挙人情報の削除ができること。		選挙期間中に転出後4ヵ月経過する者を対象 に、抹消予定者名簿を出力できること。	選挙人名薄異動間連>入力 No.1028 任慈連動於れない場合用の画面入力ができる こと。 (転入・職権記載、転出・職権消除、死亡・国 請費失、転出政消・回復、訂正・転居、転入 漁知受理等)		選挙與格管理>選挙人名薄情報補正>選挙人名薄情報末別 No.9 名薄管理>ステムに登録された者のうち、誤載な の理由で管理する必要のなくなった者を抹消でき ること。 選挙與格管理>選挙人名薄登録>名薄抹消 No.13 公選法に基づき、適正に名薄抹消できること。 選挙與格管理>選挙人抹消一覧>抹消者一覧 の作成 No.22 抹消した選挙人の一覧を作成できること。 選挙與格管理>選挙人扶消一覧>抹消者一覧 の作成 No.62 選挙時登録名簿消割製処理以降、日々、抹消と なる者の抹消処理ができること。また補正登録とな る者の抹消処理ができること。また補正登録とな る者の抹消処理ができること。また種正型できること。 お題等時登録名簿消割製処理以降、日々、抹消と なる者の抹消処理ができること。また種正可能とな る者も処理できること。また種正書が No.6.63 No.63 No.63 No.64 出出後、抹消を見続する際は(補正登録、抹消 取消、伝統再割り当てを開き といる。 といれた。 No.64 出出後、抹消を見続する際は(補正登録、抹消 取消、伝統再割り当てを同様)。 画面上に表 元名化が別番音、動から、対象者を一點が といれた対象者一覧から、対象者を一點をこと。	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳 票発行 No.4-23 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の概要が出力できる。 抹消予定者名朔 、※国、県レベ ルの登録のみ作成

【刈��表】 信	準仕様書(機能)_	_選学人名溥官理	I				選定自治体 機能要件					ベンダ 機能一覧	
	機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	バンソ_txkic 見 I社	J社
2.2.5.	再転入者管理		一番号が付番されることから、"住民番号は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者"を抽出する機能は	(2) 永久選挙人名鴻淵製機能 ・再転入者の二重登録を防止するため、同姓同 をで同一の生年月日の者が、公場会、名陽湖製 確定前に確認用の一覧が作成され、登録の可否 を確認できるものとする ・再転入による者について、表示の消除が可能で あるものとする	よる突合を行い) し、管理できること。 また、過去1ヶ月以内に再転入した者については	同一リストは投票区ごとに改ページせず、出力枚	住民記録系システムと共通のDBを参照しており、 常に最新の情報を取りに行っているため、再転入	No.2 次回登録処理(定時登録、選挙時登録)にて 工重登録者の選挙表示を修正する強制付番 データを作成するため、転出予定日から1ヶ月以 内に再転入した者(二重登録者)となる対象者 また。次回登録処理の対象者についての事前	No.5 転出後1ヶ月以内の再転入者で3ヶ月経過後の 表示者については新規登録ではなく表示の取消 ができること。	再転え名、追加関熱者、エラーリスト等を作成する機能 選挙時登録管理>同一人確認リスト作成 No.1020 合併地域内での転出転入による同一人確認用 の帳票を出力できること。 <とアリング結果より> No.1020は市町村合併において利用すると思わ れるが、現在は機能はない。バージョンアップ後の			選挙(通常選挙) > 登録処理> 登録処理> 帳 票影行 No.4-26 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 同一人確認以入 選挙(通常選挙) > 登録処理> 登録処理> 帳 票影行 No.4-9 定略容録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 表示解除予定者名簿 ※国・県・市 レベルの登録のみ作成 選挙(通常選挙) > 登録処理> 登録処理> 帳 票影行 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理を登録処理> 帳 票影行 No.4-10 定時登録・選挙時登録処理をは、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。
	在外移転登録	外選挙人登録を行った選挙人について、	2.1.2の選挙時抹消において在外移転 登録者の抹消を行うため、在外登録をお ごなった者の随時登録を行える機能を追 加する必要と判断した。										· 東一当餘声名藻
2.3. 二重3	登録者管理												
2.3.1.	二重登録者候補者抽出	場の候補者を抽出し、一括で出力できること。 新規登録者(表示登録者含む)を抽 出し、一括で出力できること。		機能は実装されている。	者を抽出し、一括で出力できること。 新規登録者(表示登録者含む)を抽出し、一 括で出力できること。 ※一覧出力はパッチ処理を想定、EUCで運用の 場合はSE対応とする	重複開会対象者の抽出が自動判定できること。	本機能は搭載されている。	て二重登録情報の検索を行い、該当する自治体 の二重登録情報を全件表示する。 日治体を選択し、「重登録対象者一覧」または 「二重登録可能者一覧」に選移する。 No.61 二重登録対象者一覧 施表示する。 二重登録対象者の「覧を表示する。 工重登録の登録用無を変更する。 以下の各補票を印刷する。 (概票) 本出者 案内過知一覧 (概票) 本出者 案内過知一覧 (概票) 正此者 案内過知一覧 (概票) 遊挙人名海登録者の有無について (服会) (概票) 遊挙人名海登録者の有無について (服会) (概票) 施数投票自動訂正結果票 No.67 「重登録可能者の一覧を表示する。 「選挙人名海登録(予定)者について」を印刷 する。	転出後3カ月から4カ月末満の選挙人を対象に、 二重登録遺知の開会を目的とした二重登録候 ・ 摘者一覧を出力できること。		JDBAI2 名瀬管理>二重登録者名瀬出力 住民になって3ヶ月以上4ヶ月未満の選挙人を 対象に、二重登録者名瀬の出力を行います。	抽出、表示 「他市に町村の名簿に登録された者 No.35 基準日の4ヶ月前~3ヶ月前の間に転出した二 重登線となりうる者の抽出ができること。 No.38 二重登線者画面では力ナ氏名、生年月日、転出日、転出先で表示のソートができること。 選挙人名簿の登録〉二重登録と一重登録と一重登録者の抽出、表示 ■自市区長村の名簿に登録した者 No.41 基準日の4ヶ月以後に転入した登録者の抽出ができること。 た、基準日の4ヶ月前後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前以後、「数準日の4ヶ月前以後、「数準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前十日以後、基準日の4ヶ月前、日間、転出先で表示のソートができること。 No.44 名類登録通知画面ではカナ氏名、生年月日、転出先で表示のソートができること。	選挙 (12葉受付) >抄本管理>二重登録>二 重登録名簿 No.9-8 転入者、転出者内での二重登録となる人の一覧 表を作成できる。
2.3.3.	二重登録者通知管理	(転出者) 通知の出力が可能なこと。また、通知発送の有無を管理できること。	関して、前住所地の団体へ通知を行うた め、通知の作成機能が必須と判断した。 また、転出者に関して、前住所地からの 通知が受領できない場合、照会を行う必	(13)二重登録者に関する出力および処理		帳票あり	選挙新登録シ入場整理券作成 > 入場券作成 No.47 [転出者確認票」が出力できること。 No.48 [限会用転出者一覧表」が出力できること。	、選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理メニュー>自治体検索>自治体検索 No.61 二重金線対象者の一覧を表示する。 二重金線対象者の一覧を表示する。 二重金線対象者の一覧を表示する。 、以下の各帳票を印刷する。 (帳票) 新山着 案内通知一覧 (帳票) 新山着 案内通知一覧 (帳票) 選挙人名簿登録者の有無について (観会) (帳票) 選挙人名簿登録者の有無について (観会) (帳票) 通挙人名簿登録者の有無について (概字)	転入後3カ月から4カ月末満の選挙人を対象に、 転入前市区町村宛に二重登録通知書を出力で さること。 No.14 転出後3カ月から4カ月末満の選挙人を対象に、 転出先市区町村宛に二重登録照会回答書を出 力できること。 No.15 転入前市区町村からの二重登録照会通知に対	象に、転入前の選挙管理委員会宛てで、二重登録者通知の出力ができること。	対象に、転入前の選挙管理委員会宛てで、二重 登録者適知の出力を行います。 JDBA29 名簿管理>二重登録照会回答書出力	通知 一他市区町村の名簿に登録された者 No.39 照会・回答通知・宛名タックシールの出力ができる こと、照会・通知には、氏名、性別・生年月日・転出年月日・転出年任所が出力できること。宛名 タックシールは、対象となる選挙、人の自治体が自 数で抽出でき、変空主き間のよりなにレイアクト・	No.4-24 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 にひ以下の帳票が出力できる。 二重登録通知 三重登録通知の 三重登録通知の 三重登録通知の 三重登録通 知) 二重登録調査票(照会・回答)※国、県 レベルの登録のみ作成 選挙(投票受付)>抄本管理>二重登録>二 重登録通知 No.9-9 転入者分の登録通知作成できる。

【対比表】標準仕様書(機能)	_選挙人名簿管理											
機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台)	±126.64 a	₩.	#2046	選定自治体_機能要件	D2645	₩.	D20440	1146	ベンダ_機能一覧	744
	一重恐续者(紅)者 紅山老(太等	設定の考え方・理由 抽出した二重登録となり得る者について、	自治体A	自治体B	自治体C 選挙>選挙人名簿(選挙時登録)>二重登録	自治体D	自治体E <選挙人情報管理システム機能一覧>	自治体F 13.二重登録者管理	自治体G 選挙人名簿管理>二重登録情報一括入力	H社	I社 選挙人名簿の登録>二重登録>二重登録者の	】社 ※※(仏曹毎/け)、小大等理、二重登録、二
2.3.2. 二重登録者管理	理できること。 二重登録者について、他の選挙管理委	転入者については、通知の発送有無、転 出者については、通知の受領状況、通知 が受領できなかった場合、照会通知の発 送状況、回答結果について管理を行う必 要がある。また、転入者に関して照会通	(13) 二重登録者に関する出力および処理 等 ・他市区町村からの二重登録の有無の照会に対 し、市区町村毎に該当者を一覧表示でき、回答	と。 二重登録者について、他の選挙管理委員会から	照会管理 No.31 重複登録照会の回答結果がきた場合、その内容	回答情報をシステムに手動で入力している。	名藩管理/エー>自治体検索>自治体検索 No.61 田登録対象者一覧 主事登録対象者の一覧を表示する。 工事登録の登録有無を変更する。 以下の各帳票を印刷する。 (帳票) を出者 案内通知一覧 (帳票) 不在老板賣官書 (姚請求書)	No.1 他市区町村からの二重登録通知に基づいて、二重登録者の管理ができること。 No.2 二重登録者を登録する際には、該当者検索を転出先市区町村、かけ氏名、生年月日等でできること。 No.3 二重登録者として登録された者は、名簿上で容易に判別できるよう表示されること。	No.1027 転出先の自治体ごとにおける二重登録情報の一括管理ができること。 〈ヒアリング結果より〉 新住所地、前住所地ともに機能として有してい る。利用は団体による。形態している範囲では、 両方の場合もれば、脱金のの場合もある。		選手人人の神の意味・一重豆味・一重豆味自い管理、入力 管理、入力 一他市区町村の名簿に登録された者 No.40 他市で登録された者を一重登録者として入力でき ること。また、同一市区町村の者は一括で二重登 録できること。	地学(以宗文刊) 204年日年2 - 重日終2 - 重登録 2月 No.9-7 - 重登録となる人を名簿から抹消できる。
2.4. 投票所入場券作成												
2.4.1. 投票所入場券作成	データの作成が行えること。 様式は、個人票形式、世帯票形式を選択できること。 世帯票については●名まで打ち出せるこ と。	な要件とした。 また、印刷の外部委託等データの一括出 力が基本であるが、業務上、修正や再作 成も発生するため、再発行も必要と判断 した。	(11) 入場整理券・転出者案内印刷データ 出力機能 ・ 入場整理券はV転出者案内作成用データを 出力できるものとする(名簿番号/バーコードおよび 郵便パーコード会む) ・ 個人または世帯形式(最大6名連記まで)の	ス場券の宛名部分に、投票区番号、頁数、行数を印字できること。 氏名に外字が使用されている場合もすべて印字が されるようにすること。 カスタマーバーコード両面 (当日投票及び不在者 投票用) 出力に対応し、投票所の案内回等併	No.34 選挙を称の登録を行い、入力したとおりに入場券 に表示ができること。 No.35 人場券を再交付する際に、当初出力された同じ	No.41 「入場券」を出力できること。また、種類としては個 人用/パキ、世帯用封筒原文は世帯用3連圧 適販を選択できること。 No.44 入場券にはパーコードが印刷できること。また、パー	No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付番入力データのチェック結果リストを作	No.16 入場整理券を出力できること。様式は、個人果児 式之世帯連起形式を選択できること。また、カス・ア マパーコードや投票受付用のパーコードを出力できること。 No.22 投票日の異なる2つの選挙が近い日程で行われ ご場合(技一地方選挙等)、2つの選挙を主と めて一つの入場券として作成できること。	と。	JDBA11 名簿管理>入場整理券抽出 選挙人を対象に、入場整理券データの抽出を行います。 JDBA30 名簿管理>入場整理券出力 入場整理券データを対象に、入場整理券又は入場整理券 (転出者用)の出力を行います。	者、再転入者、別送者ごとがけてCSVフィルを出力、提供できること。※印刷内容、レイウ トについては印刷業者へ指示。 転出者は二重登録明問力・外でそれぞれファイル 出力ができること。 選挙人名簿の登録・投票所入場整理券>失権 者情報公連携	> 投票所入場券発行 No.4-31 No.4-31 No.4-31 No.4-31 連挙時登録時に作成した名薄情報より入場券を - 括出力できる。 選挙(適然選挙) >> ステム管理>管理情報更 新>投票所入場券情報管理 No.5-7 投票所入場券の種類、印字内容設定ができる。 選挙(適然選挙) >> ステム管理>管理機票作成>印字情報確認以入作成 No.5-11 選挙人名薄抄本・投票所入場券の出力内容を 確認する機栗を出力できる。

10/14 選挙人名簿管理

			登 人名簿管理	機能の定義(仕様書たたき台)				選定自治体_機能要件					ベンダ_機能一覧	
	機能名称	ŗ.	機能の定義(仕様書たたき台)	設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
2.4.	.2. 投票所		投票所入場券及びデータは、市内、市 外、別送者等、任意の分類別に出力で きること。	投票所入場券の封入・封緘、発送業務 において、市内、市外、別送者等に分類 して出力することが業務の効率化に資する と判断した。	(11)入場整理券・転出者案内印刷データ 出力機能	ベルの選挙については、市外へ発送しないこと。	入場券の出力は市内・市外別で出力している。	選挙時登録>選挙時登録>入場券作成 No.42 入場券の出力単位(くくり)を住登者、転出予定 者、県内転出者、県外転出者・ <mark>国権消除、失 推・近</mark> 、再転入者に分けて出力できること。 No.45 「宛名タックシール」が出力できること。 (転出者へ入場券等を郵送する) <とアリング結果より> 職権消除、失権・死亡の入場券については、引き 抜きのため別途出力している。	ō.	6.選挙時登録(帳票) 「 No.26 転出者和の宛名シールが出力できること。 No.27 指定された施設の住所と一致する住所の対象者 が分わる一覧(施設世帯入場券発送者リスト) が出力できること。 〈ヒアリング結果より〉 指定された施設の住所と一致する住所の対象者 が分かる一覧はカスタマイズを実施した帳票とな る。指定施設への一括送付のため用いている。			選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場 選挙(通常選挙) > 第アイルの出力 No.46 外部の委託業者による印刷のために、住民、転出 名: 再転入者、別送者ごたに分けてCSVアイルと出力に使せてきると、※印刷内容、レイアウトについては印刷業者・指示。 転出者は二重登録期間内・外でそれぞれファイル出力ができること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場券の印刷 (庁内プリンター印刷の場合) No.48 入場券を住民、転出者ごとに分けて印刷することができること。また個人形式、世帯形式のいずれにも対応できること。	用はがき ※国、県レベ
			【標準オブション想定(指定都市)】 指定都市においては、行政区毎に出力で きること。											
	不達管	理	た者を管理(登録)できること。	不達となり返戻された投票所入場券については、市民課等において不現在の実態 頭査の情報とい利用するケースもあるため、管理を行っ方針とする。	(12) 入場整理券不達・紛失管理および再	<とアリング結果より> システムにて不確登録を行い、入場券自体は、事 務局で保管後、当日投票所で再発行を実施して いる。		<ビアリング結果より> >ステムでの登録は行わない。	〈選挙、情報管理システム機能一覧〉 名簿管理・エュー>名簿定時登録>はがき返却 用発行入力 No.95 入場券はがきの再発行、返戻・紛失・未着情報 の登録等を行う。 〈ピアリング結果より〉 入力類のの是正のため、画面で枚数の調整が実施できる機能である。ほとんど使用例はない。		<とアリング結果よりン 返戻は、システムで入力できる機能あるが、滑川 町では、利用していなく、システム外の台機で管理 している。		選挙人名簿の登録・投票所入場整理券>入場 券不運管理 No.56 宛先不明で入場券返戻された者について管理で さること。面面上で入場券のバーコードを読み込む ことで対象者が検索表示できること。 選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>不現 住者管理 No.57 入場券が二度不達となった者を不現住者として管 理できること。設当者は入場券の出力対象外として で扱えること。該当者は入場券の出力対象外として で扱えること。該当者に対場が多かに場合は 画面上で色分けして判別しやすいよう表示できる こと。画面上で色分けして判別しやすいよう表示できる こと。画面上で見場旁のバーコードを読み込むこと で対象者が検索表示できること。	
	投票所		投票所入場券発送以降に補正登録や 抹消取消等により、選挙人名薄登録さ れた者に対して、追加で投票所入場券ま たは転出者案内を作成しオンラインで出 力できること。		§1 名簿調製システム (11)入場整理券・転出者案内印刷テータ 出力機能 ・補正登録や抹消取消等により、追加で入場整 理券まには転出者案内を作成する場合などのた か、任意の選挙はついて入場整理券または転 出者案内の印刷テータを出力できるものとする								選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>補正 登録者への入場券発行 (庁内ガリンター印刷の場合) No.54 入場券発送以降に補正登録により選挙人名簿 に登録された者に対して、入場券を出力することが できること。	
	引き抜	きデータ一覧作成		投票所入場券データ作成時点から発送 までの住民翼動による封入・封軸後の投票所入場券の引き抜き業務の効率化に 資するものとして必須と判断した。	(11)入場整理券・転出者案内印刷データ				<選挙人情報管理システム機能一覧> 名簿管理シニー>発送集計入力>発送集計, 発送枚数 (日次集計) No.57,58 は <u>持つ技能の枚数、新規発行枚数の調整を行う。</u> <u>郵便局ごの日々のはがき処理の状態を表示する。</u> 「 <u>保送集計表」を印刷する。</u> くとアリング結果より> 入力震りの是正のため、画面で枚数の調整が実施できる機能である。ほとんど使用例はない。				選挙人名簿の登録>投票所入場整理券>入場 券引き抜き対象者の出力 No.55 入場券出力後、引き抜き対象者を出力できること。	

		機能の定義(仕様書たたき台)				選定自治体_機能要件					ベンダ_機能一覧	
機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)	設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
5. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作	F成				•	•	•	•	•			
	各選挙基準日に登録された選挙人名。 の抄本及びデータを一括で出力できること。	行 名簿の出力順、表記設定については、各 ・ 団体で異なるため任意の設定が可能な	(2) 永久選挙人名簿調製機能 ・名簿登録時の改ページ条件、ソート条件が設定 可能なものとする	及びデータを一括で出力できること。 巨名簿抄本は、投票区別・町丁名・世帯主氏名の 五十音の順にソートされていること。 ※通常のPDFデータに加え、1ページに2ページ 分(2UP)表示されたデータを作成すること。	登録者情報から、有権者の資格判定ができること。 と。また、住民異動情報が確認できること。 選挙>選挙人名簿(選挙時登録)>復権者管理	No.38 「永久選挙人名簿」が出力できること。また、出力 条件として内部用、閲覧用を選択することができ、 交付制限者、失権者の表示、非表示を選択でき ること。	No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付面人力アータのチェック結果リストを作 成する。 ② 抹消者となるものを抽出し、抹消者リスト・集 計表を作成する。 ② 今回接当者となるものを抽出し、縦弾用書 面・集計表を作成する。	No. 1 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本を出力できること。 No. 6 就類用名簿を出力できること。 DV・ストーカ支援 対象者は出力即止ができること。 No. 28 選挙人名簿に出力される失権者は、表示順に 文字で表示できること。 No. 29 選挙人名簿の両側に行番号が表示されること。	名簿抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設定ができること。 選挙時登録管理>印字情報確認別スト作成 No.1017 選挙人名簿抄本・投票所入場券の出力内容を 嫌認する帳票を出力ができること。	名簿管理>選挙人名簿抄本出力 選挙人を対象に、選挙人名簿抄本の出力を行い ます。	選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>選挙人名簿抄本>選挙人名簿の登録>選挙人名簿の登録>選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本を作成できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>表示者内容 No.24 表示者である旨、確認できること。 選挙人名簿の登録>選挙人名簿抄本>抹消者 No.25 抹消者について、抹消線を引くことができること。	>選挙人名簿抄本発行 No.4-28 議挙時登録時に作成した名薄情報より名 本を出力できる。 選挙(通常選挙) >システム管理>管理検 成シロ字情報確認リスト作成 No.5-11 議挙人名憲抄本・投票所入場券の出力に

【対比	[対比表]標準仕様書(機能)_選挙人名簿管理													
	機能	名称	機能の定義(仕様書たたき台)	機能の定義(仕様書たたき台) 設定の考え方・理由	自治体A	自治体B	自治体C	選定自治体_機能要件 自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	ベンダ_機能一覧 I社	J社
			新規登録者、抹消者の名簿抄本が一括	選挙人名簿抄本のうち、新規登録者、		新規登録者・抹消者の名簿抄本が一括で出力	D/DIPC	D/JHD	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業		選挙時登録管理>帳票出力管理	JDBA02	171	選挙(通常選挙) >登録処理>登録処理>帳
		規登録者、抹消者名簿 出力	新規登録者、抹消者の名簿抄本が一括 で出力できること。 名簿抄本は、2.5.1で設定した順にソートされること。 【標準オプション想定(指定都市)】 指定都市においては、指定都市の総合 区または行政区別に出力できること。	抹消者についてのみを確認するため、該		新規登録者・抹消者の名簿抄本が一括で出力できること。 名簿抄本は、投票区別・町丁名・世帯主氏名の 五十音の順にソーされていること。 ・採済者の名義助学なは事由別の抹消者一覧が 出力できれば可とする。			務 選挙時データ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙人名簿情報を取得し、以下の処理を行う。	No.2 高原出力できるだ。 新登録者と表演とは、新登録者を関係に、新登録者を関係に対してきるで。 No.3 抹消された者を対象に、抹消者名簿を出力できること。	No.1010 期間指定での登録者名簿、抹消者名簿、訂正 者名簿等の帳票出力ができること。	名簿管理>新規登録者名簿出力 新たに選挙権の一括登録を行りた者を対象に、 新規登録者名簿の出力を行います。 JDBA04 名簿管理>抹消者名簿出力 一括抹海を行った者を対象に、抹消者名簿の出		選挙(連常選挙) >登録処理>登録処理>帳 無発行 No.4-7 定時登録,選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 抹消者名簿・抹消告示者名簿 No.4-10 定時登録,選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 登録者名簿・登録者名簿(縦覧用)
	2.5.5. 住	民異動者一覧等作成	日)における住民異動者のデータを作成 し、日次で出力できること。	選挙期間中の住記異動を捕捉し、正しく 選挙を名簿に反映するため、確認用帳 票として出力する。 なお、異動者データの連携については、連 携要件へ記載するため、当該項目につい ては定義しない。	選挙期間中の住民異動データは日次で住記システムから連携している。帳票は出力可能だが、使用していない。	選挙期間中(吸上げ口から選挙期日前日)に おける住民関動名の一クを作成し、毎日出力で きること、現象者デークは投票管理システムに対応 していること。 ※投票管理システムのデーク取込は職員または 投票管理システム側のSEが実施する。		選挙時登録>入場整理券作成>入場券作成 No.46 「表示有権者名簿」が出力できること。 No.49 「異動者リスト」が出力できること。 No.51 「転出者リスト」が出力できること。	選挙事務>選挙業務>選挙時データ現在日業 類	No.31 期間指定により異動者一覧を作成できること。	選挙時登録管理>選挙人名簿抄本・帳票出力 管理 No.1013 名湯抄本と各種帳票の出力順、出力内容の設 定ができること。 選挙人名簿異動関連>住基連動チェック No.1029 住基連動確認用帳票が出力できること。	名簿管理>異動者一覧出力 選挙人で住記異動が発生した者を対象に、異動		

13/14 選挙人名簿管理

年118日(1886	能)_選挙人名簿管理								ベンダ 機能一管			
機能名称	機能の定義(仕様書たたき台)		自治体A	自治体B	自治体C		自治体E	自治体F	自治体G	H社	バンツ_成形 見 I社	J社
集計			A.a.IIII	A.E.I			A.M					
集計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	数、新規登録者数、抹消者数の集計が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 登録者異動増減表等が可能なこと。	機能を定義する。 登録者数集計に関して、抹消者、新規 登録者如集計に行うため、当該機能を明 示した。 また、集計後の変更に対応するため、集 計情報の修正を定義する。	\$1 名薄調製システム (2)永久選挙人名薄調製機能	可能なこと 集計した情報の修正が可能なこと。 契勢増減表等)が可能なこと。	本機能は搭載されている。	出力できること。 NO.34 「登録者数調べ」が出力できること。 NO.36 「登録者数年齢別集計表」が出力できること。 NO.37 「投票区・地区別登録者数集計表」が出力できること。 選挙時登録>選挙時登録	務選挙時テータ現在日帳票作成処理の実行 No.18 選挙と名簿情報を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付患、カテータのチェック結果リストを作成する。 ② ウま消者となるものを抽出し、採買用書 ・ 集計表を作成する。 ③ 今回該当者となるものを抽出し、採買用書 ・ 集計表を作成する。 ④ 選挙表示の対象者を投票区及び年齢別に集計を行い集計表を作成する。 ⑤ に入力素を用いて選挙人名簿を更新した結果 を元に欠格者以下・集計表を作成する。 ⑤ 選挙関連項目でエラーがある者を抽出し、エラーリストを作成する。 ② 選挙制を非して作成し、確認したのち 本プリントとする。 ④ 投票所案内はがきを作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち 本プリントとする。 ⑤ 選挙時に住記情報が参照できななった場合 のリスクを考慮し、名高海を作成する。大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち 本プリントとする。 ② 選挙等所を内はがきを作成する、大量であることから、一度確認用として作成し、確認したのち 本プリントとする。 ② 選挙等所と選挙業務を作成する。 選挙等務と選挙業務を取得し、以下の処理を行う。 ① 強制付意人力テータのチェック処理を行う。 ② 強制を入事情報を取得し、以下の処理を行う。 ② 体消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ② は消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ② は消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ② は消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ② は消者となるものを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。 ② 接着をなるをのを抽出し、抹消者リスト集計表を作成する。	No.8 投票区別登録者数の集計ができること。 No.9 投票区別登録者数の集計ができること。 No.20 集計表には選挙区毎の小計が出力できること。 7.選挙前日 (帳票) No.2 おの.3 投票区別登録者数の集計ができること。 No.3 投票区別当日有権者数の集計ができること。 6.選挙時登録 (帳票) No.10	選挙時登録管理>統計集計 No.18 当日有権者統計の集計ができること。	す。 JDBA23 名簿管理>事由別新規登録者統計集計	齢別登録者数集計 No.32 投票区別、年齢別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>町丁別登録者 数集計 No.33 町丁別登録者数の集計ができること。 選挙人名簿の登録>統計資料>投票区別、年 齢別有権者数集計 No.34	票発行 No.4-11 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 選挙・名簿登録者数リスト 選挙(通常選挙)>登録処理>登録処理>帳 票発行 定時登録・選挙時登録処理時には、各処理に応 じて以下の帳票が出力できる。 有権者数リスト ※園、県レベル
L		する。	・名簿登録者数等の人数の推移を確認でき、 Excel等で2次加工可能なデータで出力できるものとする くとアリング結果より> 二次加工する事務内容について確認。 → 割回処理時からの増減を確認するとともに、委	集計した情報の修正が可能なこと。一覧等の出 力が可能なこと。	本機能は岩載されている。	No.35 「登録者数調べ関動者明細」が出力できること。 選挙者登録>入場整理券作成>入場券作成 No.50 「選挙人異動集計表」が出力できること。		前回選挙(又は定時登録)と今回登録者数を				
	投票区別登録者養	接針 任應のタイングで、投票区別の登録者数、新規登録者数、集消者数の集計が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集計した情報の修正が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。 集功が可能なこと。	機能の変義(化様素たたき台) 機能の変義(化様素を含金) 設定の考え方・理由 (任意のタイミングで、投票区別の登録者数、集制者数の集計が 引成立と。 集計した情報の修正が可能なこと。 また、集計後の変更に対応するため、集計情報の修正を変する。 (教養区別、可別を録者数の集計(選挙・資格者要数数集集制が同じなど、集計、を受していたするため、集計情報の修正を変する。 (教養区別・可別を録者数の集計(選挙・資格者要数数集集制を用して、支持・機の変更に対応するため、集計情報の修正を定義する。 (教養の生物を正か可能なこと、 第 3 名。 名書数数を報告するため集計を作成 する。 名書数数を報告するため集計を作成 する。 また、集計後の変更に対応するため、集計情報の修正を定義する。	接触を移	関連の対象を表現して、関連が関係を表現して、 の、解析を対象を対象を表現して、対象に対象を表現して、対象を表現して、対象を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現を表現して、対象を表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、	関連の主席(付き書たた台)	### 1	### 2000 (1998) (1998	MODIFIE CHESTATES MODIFIE CHESTATES MODIFIE CHESTATES MODIFIES	### PATE COMMERCE OF COMMERC	March Marc	Page Page